公　告

次のとおり、企画競争について公告します。
令和８年 11 月 19 日

全国健康保険協会富山支部
支部長　毛呂　聡史

１　企画競争に付する事項
「支部加入者の健康課題」に関する WEB 広告業務委託

２　企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項
（1）全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
（2）令和 7、8、9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供」において、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤのいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
（3）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
（4）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
（5）当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
（6）全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
（7）厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあっては、直近１年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近１年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
（8）損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
（9）その他、募集要領及び仕様書に定める条件を満たす者であること。

３　契約候補者の選定
募集要領に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

４　企画競争募集要領及び仕様書等の交付日時及び場所
（1）日　　時　令和８年 11 月 19 日～令和８年 12 月 17 日
9：00～12：00、13：00～17：00　ただし、土・日・祝日は除く。
（2）場　　所　富山市奥田新町 8-1　ボルファートとやま６階　全国健康保険協会富山支部
企画総務グループ　担当：土江　　電話：076－431－6155（代表）
※郵送での交付を希望する者は、別添の依頼書を FAX し、交付依頼を行うこと。

5　仕様書等に関する質問の受付及び回答

下記によりＦＡＸ（Ａ４、様式自由）にて受け付ける。

（1）受 付 先　　全国健康保険協会富山支部 企画総務グループ　担当：鈴木

FAX：076－431－5274

（2）受付期間　　令和 8 年 12 月 11 日　正午まで

（3）回　　答　　令和 8 年 12 月 15 日までに回答する。

※質問及び回答の内容については、仕様書等を取得した全事業者へ情報提供する。

6　企画書等の提出期限等

（1）提出期限　令和 8 年 12 月 18 日　17 時 30 分

（2）提 出 先　 4（2）に同じ

（3）提出方法　持参または郵送（配達・受領状況が確認できる郵送方法）とする。

7　企画提案会の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画内容等の説明を求めるために、令和 8 年 12 月 24 日（予定）に企画提案会（プレゼンテーション）を ZOOM で開催する。

8　企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は無効とする。

9　その他

（1）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約保証金　全額免除

（3）契約書の作成の要否　要

（4）詳細は募集要領及び仕様書による。

仕様書等送付依頼書

案件名 ：「支部加入者の健康課題」に関する WEB 広告業務委託

標記案件に係る仕様書等を以下の住所にお送りください。

【 事業所名 】

【 担 当 者 名 】

【 郵 便 番 号 】

【 住 所 】

【 電 話 番 号 】

【 FAX 番 号 】

依頼先

全国健康保険協会 富山支部 企画総務グループ 宛

【FAX】076-431-5274

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条　総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

(1)　契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条　総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後３年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

(1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより３年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人といて使用した者

２　総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

３　第１項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。